

2011年3月22日

お客様 各位

中央労働金庫

東北地方太平洋沖地震による被災された皆さまへの緊急特別融資制度（有担保）について

このたびの東北地方太平洋沖地震による被害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。中央ろうきんでは、東北地方太平洋沖地震によって被災（罹災）されたお客様の災害復旧等にかかる資金需要にお応えすべく、下記のとおり緊急特別融資制度（有担保）を制定し、全営業店舗で取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

【緊急特別融資制度（有担保）の概要】

	概 要
貸 出 対 象 者	東北地方太平洋沖地震により被災した方のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご 利 用 限 度 額	○ 5,000 万円以内
ご 融 資 期 間	○ 最長 35 年
資 金 使 途	○ 本人（もしくは親または子）の今回の震災にかかる復旧等に要する住宅関連資金等
金 利 引 下 げ 幅	○ ろうきん住宅ローン標準金利より（団体会員の場合） 変動金利型 最大引下げ幅 年▲1.775% その他特約型 最大引下げ幅 年▲1.550% ※全期間引下げ型のみの取扱いとなります。
不動産取扱手数料	○ 免除
保 証	○ 保証機関：日本労働者信用基金協会 ※保証料は別途、お客様負担となります。
担 保	○ ご融資対象物件に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。
必 要 書 類	○ お申込みに際しては「罹災証明」のご提出は不要です（金庫所定書式により利用申告書のご提出を頂きます）。借入申込書・ご本人確認書類・資金用途確認書類・担保物件確認書類等のご提出が必要となります。
お 取 扱 い 期 間	○ 2011年3月18日より2012年3月31日の申込受付分までとなります。

団体会員とは中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体会員をいいます。
①労働組合②国家公務員・地方公務員等の団体③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの

※最大金利引下げ幅の適用には、会員資格が必要となります。

※団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金1,000円が必要）となる必要があります。

※審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。

※詳しくは、〈中央ろうきん〉営業店までお問合わせください。

以 上